

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標 (目標を記載。定量的指標を設定の場合も本欄に記載)	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業		参照情報 (別途の文書等で設定済みの目標 の場合には、その旨記載すると ともに、リンク先などを記載) (前年度から変更がある場合は変 更内容を記載)
				H23	H24	
1	交通安全の向上 道路交通における死傷事故率減少 (定量的指標) 約109件/億台キロ(H19年)→約1割削減(約100件/億台キロ)(H24年)	H24	H24	A	[24] A [24予] A	社会資本整備重点計画における指 標
2	平成25年4月開校予定の奥越地区特別支援学校(仮称)の増築工事に併 せ、太陽光発電パネルを設置する	H24	—	—	[24] C-10	福井県公立学校等施設整備計画
3	産業教育において生徒に基本的な知識および技術を習得させるため、必 要な設備を整備する	H24	—	—	[24] C-7	福井県公立学校等施設整備計画
4	畜産経営の合理化を促進するとともに、生産の現場として利用されてい る草地等について、草地景観の多目的機能を活用し、地域住民の憩いの 場、教育の場として提供しつつ、地域の自然・環境に配慮した草地整備や 施設整備を行い、もって地域畜産の持続的発展と生活環境の改善および地 域社会の活性化を図る (定量的指標) 県内公共牧場等(畜産試験場、奥越高原牧場、嶺南牧場)への来場者数3 万人/年を4万4千人/年に増加させる	H25	—	EのNo. 1	[24] E1のNo. 9	農山漁村地域整備計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/enchiku/nousanngyoplan.html)

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業		参照情報
5	<p>県民による森林づくり活動を支援するため森林環境教育施設を整備する</p> <p>(定量的指標) 森林環境教育施設の利用者数を3,000人にする</p>	H25	-	-	[24] E5のNo.1	<p>農山漁村地域整備計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/nousangyoson-kenzaika.html)</p>
6	<p>「ふくい農業・農村再生計画」に基づき、営農の省力化に寄与してきた土地改良施設を将来にわたって適切に保全するとともに、基幹作物である米の品質向上や転作作物の生産拡大、園芸の導入、農用地の利用集積等、地域の目指す農業にマッチした生産基盤等の整備を進めることにより、土地生産性と農業出荷額の向上を図る</p> <p>(定量的指標) ①生産基盤の整備を進めることにより、将来にわたり適切に維持・保全できる優良農地面積を平成21年度末より7,827ha拡大するとともに、4地区の実施計画策定を行う ②老朽化等により機能低下を生じている農道施設を修繕・補強することにより、27.7kmの農道の施設機能の保全を図る ③老朽化により構造が不十分な用排水路、頭首工、ため池3箇所を改修することにより、1,997haの農地の災害未然防止と農業用水の安定供給を図る ④農村災害対策整備計画を策定することにより、4地区の基幹的農業用施設(受益A=214ha)の機能維持・保全の効率化を図る ⑤機能保全計画を策定することにより、2地区の基幹的農業用施設の機能維持・保全の効率化を図る ⑥農業集落排水施設の機能を強化し、農業用排水の水質を保全するとともに集落排水施設3地区の調査診断を行う ⑦農業維持管理費の低減及び温室ガス効果排出量抑制を図るため、農業用水を活用した小水力発電施設を1箇所設置する</p>	H26	H25	EのNo.7~ 14	[24] E1のNo.1~ 8, No.17~ 19、E2の No.1	<p>ふくいの農業・農村再生計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nourinbu/nougyousaiseikeikaku.html)</p> <p>農山漁村地域自主戦略整備計画(福井の農業農村再生整備計画) (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nouson/chiiikoufukin/chiiiki-seibikeikaku.html)</p>
7	<p>森林施業の集約化や基幹となる林道と作業道とのネットワーク化など林内路網の整備を進め、利用間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施することにより、県産間伐材生産量の増加を目指す</p> <p>(定量的指標) 間伐材生産量 16千m³/年(H20)を30千m³/年に増加させる</p>	H26	H25	EのNo.4	[24] E1のNo.10 ~12	<p>農山漁村地域整備計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/nousangyoson-kenzaika.html)</p>

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標	達成予定年度	中間評価年度	対応事業		参照情報
8	<p>山地災害の被害性の高い地区において、治山施設や森林整備を重点的に実施し、災害に強い森づくりを推進することにより、山地災害防止機能の向上を図る</p> <p>(定量的指標) 山地災害危険箇所を抱える78地区のうち、山地災害防止機能等が確保された地区を10地区から22地区に増加させる</p>	H26	H25	EのNo. 5~6	[24] E1のNo. 13~15 [24予] E1のNo. 1	農山漁村地域整備計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/chisan/nosangyoson.html)
9	<p>漁港施設や海岸保全施設の整備を実施し、快適で住みよい漁村環境づくりの推進および安全安心な水産物の安定供給を図る</p> <p>(定量的指標) ①安全な水産物供給基盤の整備や安全・快適な労働環境を整備することにより、年間出漁日数の増加や作業時間の短縮等を図る ②海岸保全施設の整備(更新)により背後地4.7haの防護を図り、あわせて人々が海辺に親しむことのできる海岸を165m整備する</p>	H29	H25	EのNo. 2, 3	[24] E1のNo. 16	漁村再生計画 農山漁村地域整備計画 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/suisan/tiikiseibikeikaku.html) ※達成予定年度について、時点修正 H28→29
10	津波発生時に、就労者・来訪者が速やかに避難できるように、県管理漁港に避難場所案内標識、避難場所誘導標識・避難場所記名標識・太陽電池式避難案内板を設置する	H25	-	-	[24] E4のNo. 1	災害に強い漁業地域づくり事業基本計画
11	観光地や市街地を核とした道路ネットワークを形成することにより、交流人口の拡大、地域の活性化を図る	H25	-	-	[24] GのNo1	社会資本総合整備計画「成長基盤の強化に向けた嶺南地域の活力ある地域づくり」
12	美しい自然や伝統ある歴史・文化拠点を有する嶺北地域の生活圏を結ぶ交流ルートの充実により、交流人口の拡大、地域の活性化を図る	H25	-	-	[24] GのNo2~5, 81~83	社会資本総合整備計画「成長基盤の強化に向けた嶺北地域のにぎわい交流を促進する地域づくり」
13	中心市街地へのアクセスを強化する道路整備を行うとともに、商業、居住、文化・歴史、自然等の多様な都市機能や都市環境を向上させ、道路等での事故軽減を図るなど、安全で、人が集い、にぎわいのある都市づくりを推進する	H25	H23	GのNo. 6, 83	[24] GのNo. 6, 84	社会資本総合整備計画「人にやさしく快適な都市環境づくり」

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標	達成予定年度	中間評価年度	対応事業		参照情報
14	福井県立恐竜博物館の来館者増加および奥越地域の観光客数の増加	H24	-	-	[24] GのNo7	広域的地域活性化基盤整備計画 「福井・坂井、奥越地域」
15	県内の交通事故件数をH17～H21平均の約4,450件から約10%減少させ、4,000件以下にする	H26	H24	GのNo. 1～ 12, 60～63	[24] GのNo. 8～ 18, 80, 85～ 90 [24予] GのNo. 1～ 15, 27	社会資本総合整備計画「社会基盤 の計画的な保全による安全で安心 な暮らしと環境を支える地域づく り」
16	豪雨などの異常気象時および降積雪時に車両や人が安全で快適に通行できる空間をH21末より32km向上させる	H26	H24	GのNo. 13 ～39, 64～ 75, 97	[24] GのNo. 19～ 46, 91～ 97, 107 [24予] GのNo. 16～ 20	社会資本総合整備計画「社会基盤 の計画的な保全による安全で安心 な暮らしと環境を支える地域づく り」
17	近年発生した床上浸水の被害家屋（累計）のうち、未だ床上浸水の恐れがある戸数を485戸（H21末）から446戸（H26末）に減少 同様に床下浸水（床上浸水含む）の被害戸数（累計）のうち、未だ床下浸水の恐れがある戸数を2,529戸（H21末）から2,248戸（H26末）に減少	H26	-	GのNo. 40 ～45, 77～ 78, 95	[24] GのNo. 47～ 51, 53, 67, 1 00, 102, 103 , 106 [24予] GのNo. 21～ 23	社会資本総合整備計画「福井県全 地域における総合的な浸水対策等 の推進（防災・安全）」
18	必要処理施設等増設率（増設済み施設数（箇所）／H27時点の予測水量に対して増設が必要な施設数（箇所））を100%にする 必要処理施設等改築率（改築済み施設数（箇所）／H27時点で改築が必要な施設数（箇所））を100%にする	H27	H25	GのNo.76	[24] GのNo.52, No. 104	社会資本総合整備計画「福井県に おける循環のみちの実現」

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業		参照情報
19	施設整備により土砂災害から保全される人口を、49,642人(平成22年度当初)から53,615人(平成26年度)に増加させる(3,973人増)	H26	H24	GのNo. 47 ~51, 79~ 87	[24] GのNo. 55~ 66, 68, 99 [24予] GのNo.24, No. 25	社会資本総合整備計画「福井県における総合的な土砂災害対策の推進」
20	離岸堤や養浜などの整備により侵食想定面積および浸水想定面積を31.5ha(H22)から26.8ha(H26)へ15%減少させる	H26	H24	Gの No. 46, 55, 56	[24] Gの No. 69, 75, 7 6 [24予] GのNo. 26	社会資本総合整備計画「福井県における総合的な海岸侵食・越波対策の推進(防災・安全)」
21	安定的な港湾物流体系と港湾の信頼性を将来にわたり維持するための施設改良を推進し、改良率を35%向上させる	H26	H24	Gの No. 52, 53, 88~91, 96	[24] GのNo. 70~ 71, 98	社会資本総合整備計画「福井県における賑わいと活力のある港湾空間の形成(防災・安全)」
22	効率的で計画的な港湾施設の維持管理をおこなうため、国有港湾施設を除く福井県管理の港湾施設に関する維持管理計画の策定率を15%以上向上させる	H26	H24	Gの No. 92, 93	[24] Gの No. 72, 73	社会資本総合整備計画「福井県における賑わいと活力のある港湾空間の形成(防災・安全)」
23	北前船寄港地として栄えた三国湊(福井港三国地区)と周辺地域への来訪観光客数を6%増加させる	H26	H24	GのNo. 54	[24] GのNo. 74	社会資本総合整備計画「福井県における賑わいと活力のある港湾空間の形成」
24	都市計画区域内における自然環境(公園、緑地)の確保量:16.0㎡/人(平成22年度)→18.0㎡(平成26年度末)	H26	—	GのNo. 58	[24] Gの No. 77, 105	社会資本総合整備計画「福井の総合的な都市空間の構築と機能の向上」
25	住宅の耐震化率をH20年度の69%からH27年には90%にする 住宅のバリアフリー化率H20年度の8%からH27年には20%にする 住宅及び住環境に対する満足度H20年度の75%からH27年には75%にする	H27	H25	Gの No. 59, 94	[24] Gの No. 78, 79	社会資本総合整備計画「福井県地域住宅等整備計画」

平成 24 年度地域自主戦略交付金に係る成果目標(地方公共団体名: **福井県**)

番号	成果目標	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業		参照情報
26	国定公園や長距離自然歩道における施設や案内板解説板等の老朽化や損傷箇所の対策を進め危険箇所をなくし、利用者が安全かつ快適に利用できるように整備する	H27	H25	H-2	[24] H2-1 H2-2	福井県自然環境整備計画 ※目標について、国定公園についても対象とした

(注) 1. 欄の不足に際しては、表の加工による欄の増加や別添への参照を適宜行うこと。

2. 事業実施計画に記載された全ての事業に係る成果目標を設定する(当該年度の事業実施計画に記載された事業以外の事業と一体となって目標を達成する場合には、他事業との統合効果により目標を達成する旨を記載のこと)。ただし、選択しなかった事業については目標を設定する必要はない。

成果目標については、括り方も数も地方公共団体の任意であり、国から別途提示される「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に設定すること。

なお、交付要綱等において別途の評価に係る規定に基づき目標設定が行われているものや、地方公共団体自らの別途の評価の仕組みの中で別途成果目標を定めているものについては、参照情報に、それらの仕組みによる目標設定に係る情報が公表されている旨を記載する(重複しての新たな目標設定が求められるものではない)。また、地域自主戦略交付金による事業以外の事業とも連携した効果を期待する場合には、それら他事業とあわせた目標設定も行い得る。

3. 成果目標の達成予定時期には事後評価を行うことが前提とされる。長期(おおむね5年程度以上)にわたる事業では、当該成果目標の達成状況についておおむね3年程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めること。

4. 対応事業は、別表に掲げる事業のうちから1つ以上を選択し、記号を記載のこと。

その際、記号ごとに事業実施計画に掲載されている全ての事業が対象であれば記号のみを記載し(例、「A」)、一部の事業のみを対象とする事業であれば、事業実施計画に記載されている事業との関連が分かるようにすること(例、事業実施計画の通し番号を用いる場合には、「D1のNo.1」等)。

5. 「参照情報」には、これまでの制度の中で既に実施した事前評価の結果など、成果目標を設定する上で重要と考えられる情報を適宜記載のこと。